## 年金定期預金

令和3年2月1日現在

商品名	・ながしん年金定期預金[単利型]				
	(1)次のいずれかに該当される方				
	① 公的年金のお受け取り口座を当金庫にご指定いただいている方				
	② 新たに当金庫で公的年金のお受け取りをご指定いただく方				
販売対象	S ——. , , —				
	(2) 公的年金とは国民年金、厚生年金、共済年金をいいます。				
	(3)この定期預金のお預け入れは、年金のお受け取り口座を開設いただいている店舗で				
	のみご利用いただけます。				
期間	• 1年(元金自動継続)				
預入					
(1)預入方法	• 一括預入				
(2)預入金額	• 1万円以上500万円以下				
(3)預入単位	• 1 円単位				
払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします。				
	・本定期預金に適用させていただく利率は、預入日(継続時)の預入期間1年のスーパー				
適用利率	定期預金利率に当金庫所定の上乗せ利率を加えた利率といたします。				
	・金融情勢その他の事情により、自動継続後に適用する上乗せ利率は変動する				
	場合があります。				
継続について	・満期日に引き続き上記「販売対象」(1)①の預入資格を満たされた場合は、				
	満期日における上記「適用利率」で定める利率により継続します。				
	・満期日に上記「販売対象」(1)①の預入資格を満たされない場合、または満期日に年				
	金定期預金の取り扱いを終了している場合は、解約または新たにその他の定期預金に預し				
	け替えしていただくこととなります。				
	<ul><li>お利息には20%※(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。</li></ul>				
	(ただし、マル優を利用の場合は除きます。)				
   税金					
17T.3IZ	※平成25年1月1日~令和19年12月31日までの間にお受け取りになる利息には				
	「復興特別所得税」が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の				
	税金がかかります。				
	・満期日前に解約する場合は、別表(裏面)の預入期間に応じた中途解約利率				
中途解約時の取り扱い	および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息とともに支払				
	います。				
会判は却のユエナオ	・金利は店頭の表示金利でご確認いただくか、窓口へご照会ください。				
金利情報の入手方法	上乗せ利率についてはパンフレットまたは窓口へご照会ください。				
苦情処理措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室(9 時				
	~17時、電話:0120-549-274) にお申し出ください。				
   紛争解決措置	紛争解決措置   滋賀弁護士会(電話:077-522-2013)、東京弁護士会(電話:03				
	第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛				
	争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金				
	庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9 時~17				
	時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。				
	・上記以外の事項については、定期預金規定の自動継続自由金利型定期預金				
	(M型)(単利型)により取り扱いします。				
	・預金保険制度の付保対象商品です。定期預金(積立・財形貯蓄商品含む)、				
その他参考となる事項	定期積金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金を合算し当金庫に複数の				
	口座がある場合には、それらの預金を合計して元本1,000万円までとその利息等				
	が保護されます。				
	・預金保険制度に関する詳しい内容については、別途資料をお渡しいたします。				
	* 浪本床映画皮に関する計しい的合にしいては、別述具科さの波しいにします。				

## 定期預金中途解約利率一覧表

約定期間 預入日から 解約日までの期間	1か月以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年もの	
6か月未満	解約日における普通預金利率					
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%	
1年以上1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×10%	
1年6か月以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%	
2年以上2年6か月未満		約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%	
2年6か月以上3年未満		約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×50%	約定利率×40%	
3年以上4年未満			約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×60%	
4年以上5年未満				約定利率×80%	約定利率×80%	

<sup>※</sup> 期日指定定期預金については、約定期間3年以上4年未満の利息計算をします。

## (ご注意)

中途解約利息が、すでにお支払いしている中間利息合計額に満たない場合は、その差額金を解約時に差し引いた元金をお支払いします。